

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3～6 略

第七条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、情報通信技術の進展その他の情報システムを取り巻く環境の変化を勘案し、前項の基準に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

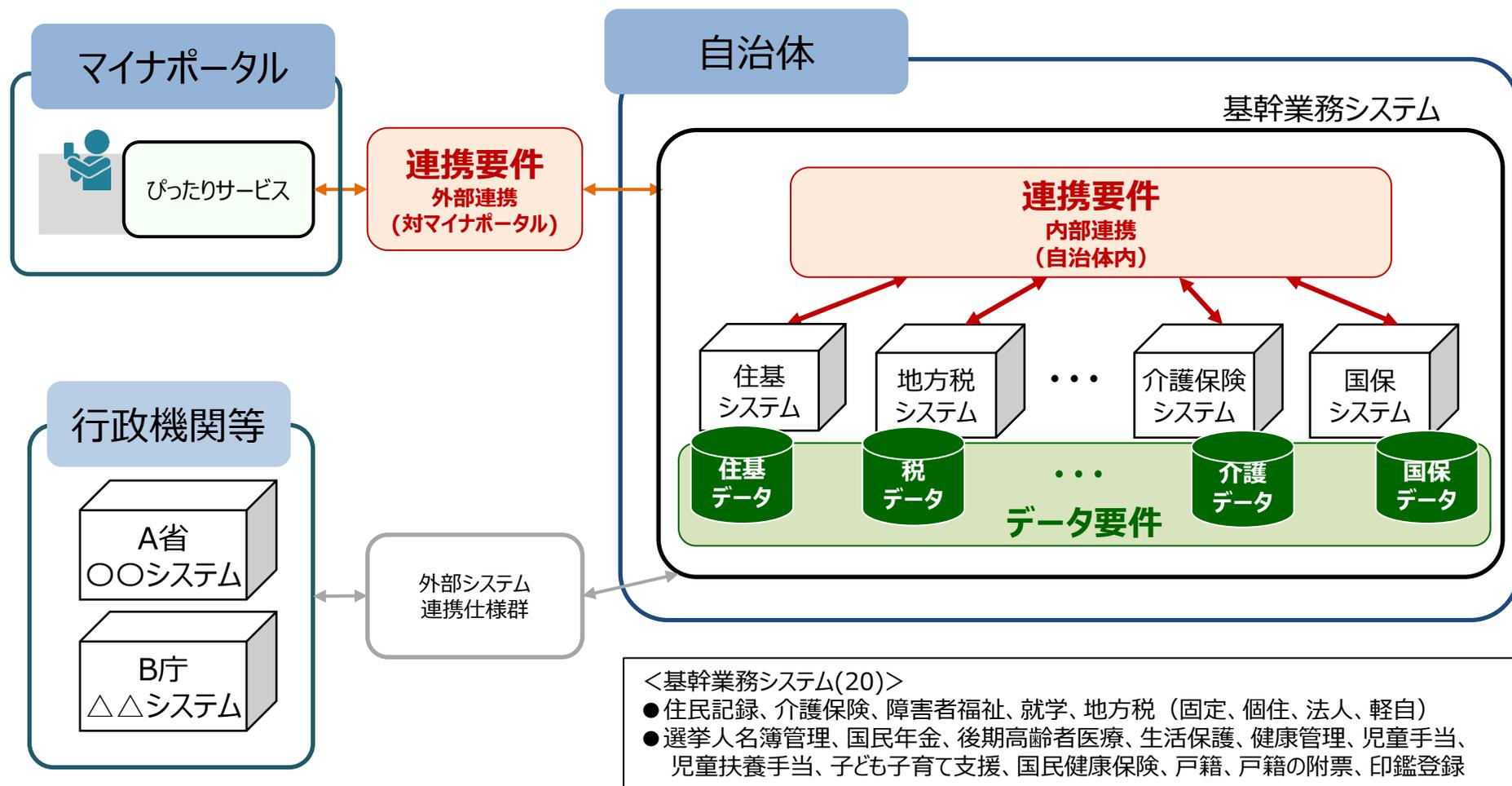
3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第八条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 地方公共団体は、標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる。

データ要件・連携要件の標準

- データ要件の標準：機能・帳票要件の標準を実現するために必要なデータのレイアウトの標準（標準準拠システムは、標準に定めるとおり、データを任意のタイミングで出力しなければならない）
- 連携要件の標準：標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準



地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様について

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

- *1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。
- *2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。
- *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。
- *4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)

- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。

3. 非機能要件(*7)

- 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

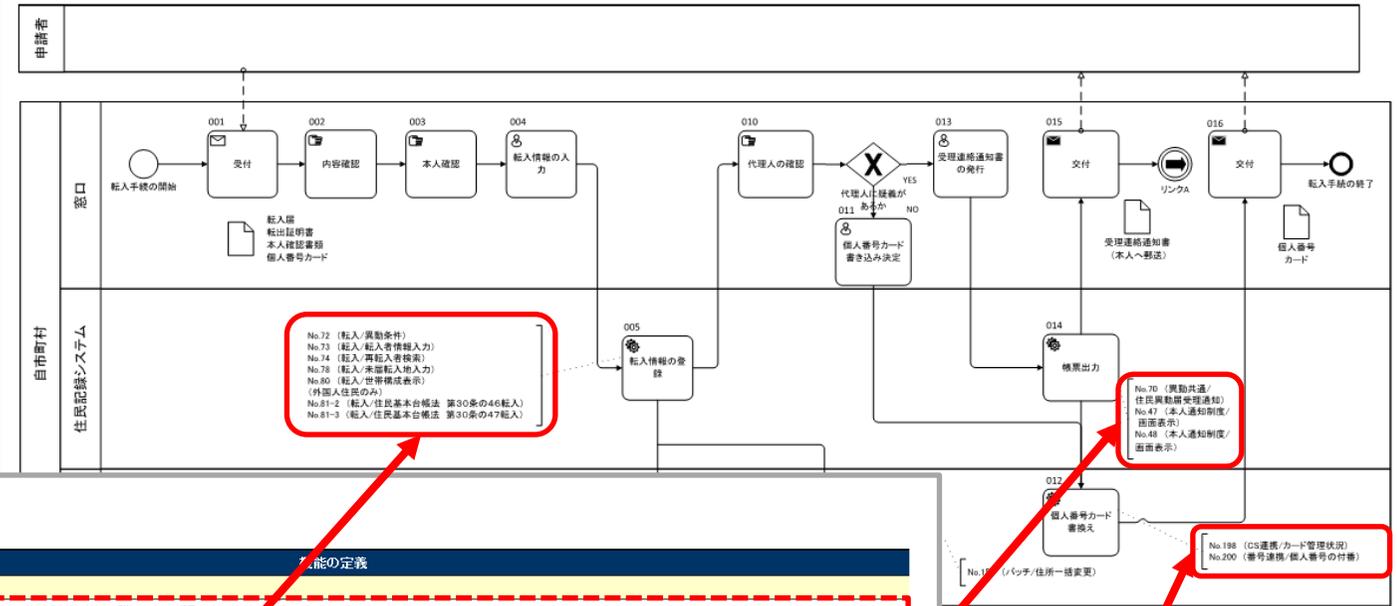
- *7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

各制度所管府省検討事項

共通検討事項

業務フローと機能要件との関係 (例)

1. 業務フロー (例)



2. 機能要件 (例)

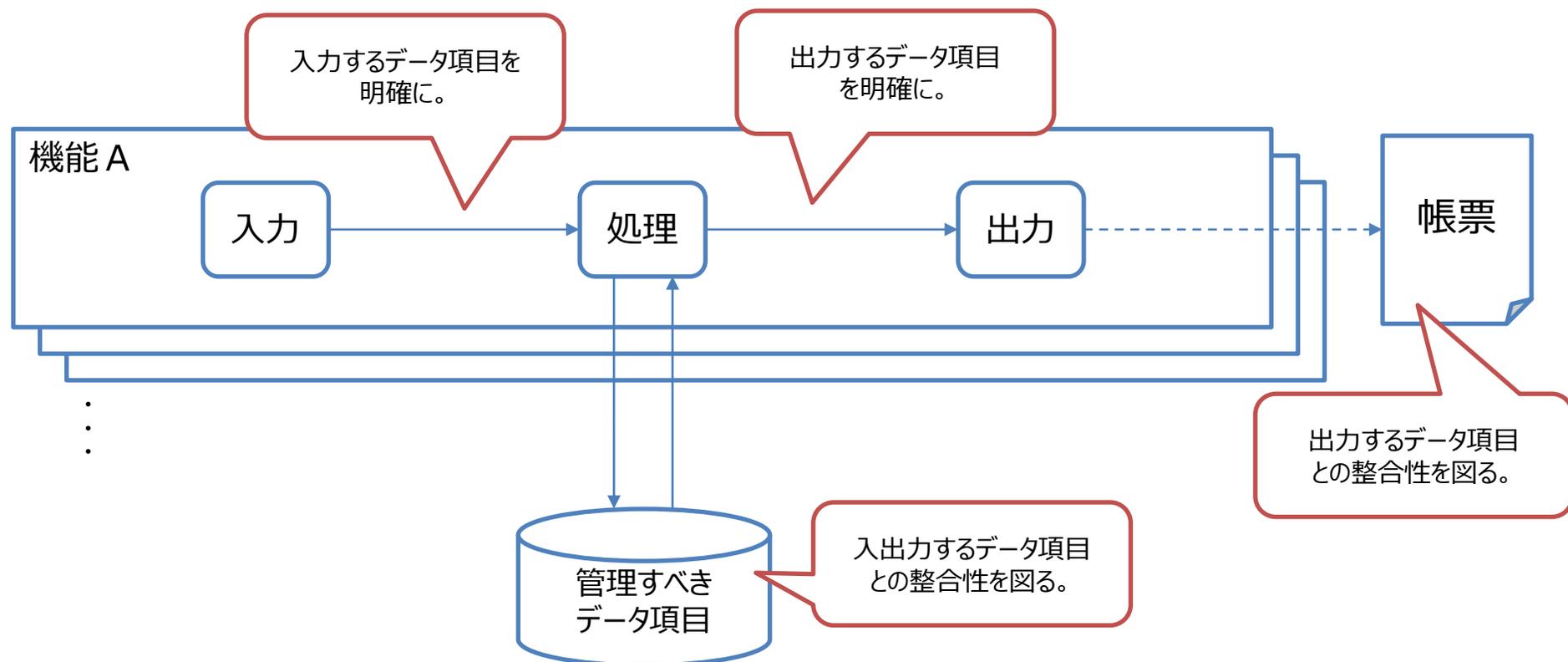
住民記録システム 機能要件一覧 (案)

機能名称	機能の定義
1. 転入	
47 1.1 本人通知制度/画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。(オプション)
48 1.2 本人通知制度/画面表示	証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書(発行日・請求者区分・証明書種別・枚数)が出力できること。(オプション) なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く)」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」が選択可能であること。(オプション)
70 1.3 住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、死亡は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72 1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。
73 1.5 転入者情報入力	日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名(漢字・アルファベットを含む) ・旧氏・通称 ・生年月日 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・兼籍者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・住定日 ・届出年月日 ・前住所(国外を含む) ・個人番号 ・住民票コード ・外国人住民となった年月日 ・国籍等 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項 ・通称の記載と削除に関する事項・事由 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。
74 1.6 再転入者検索	住民票コード又は3情報(氏・名・性別・生年月日)内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78 1.7 未届転入地入力	直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に(未届)を追加すること。
80 1.8 世帯構成表示	転入(世帯構成変更あり)において、世帯員の構成(続柄)が設定できること。
81-2 1.9 住民基本台帳法第30条の46転入	中长期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3 1.10 住民基本台帳法第30条の47転入	住所を有する者が中长期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154 1.11 住所一括変更	一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。 住基カード及び個人番号カードの運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード期、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印文字サイズや印字行数が調整できること。
200 1.13 番号連携/個人番号の付番	住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権による個人番号の変更要求ができること。

機能要件の標準とデータ要件・連携要件の標準との関係

○ 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。

→ この機能要件を標準化することにより、当該機能要件の標準を実現するためのデータの要件・他システムとの連携の要件を標準化すること（データ要件・連携要件の標準）ができる。



→機能を実現するために必要なデータの要件の標準（データ要件の標準）へ

「データ要件・連携要件の標準」の全体像

1. データ要件・連携要件の標準について

- 1.1 データ要件・連携要件の標準とは
- 1.2 データ要件・連携要件の標準の対象範囲

2. データ要件の標準

2.1 データリスト

2.1.1 基本データリスト

: データ項目ID, データ項目名, データ型等属性

補足説明資料
(凡例)

2.1.2 共用データリスト

2.2 文字要件

2.3 データモデル (クラスイメージ)

: データ項目ID, データ項目名

3. 連携要件の標準

3.1 機能別連携仕様

: 連携ID、連携機能名、
データ項目ID、データ項目名、連携方法

補足説明資料
(凡例)

3.2 独自施策システム等連携仕様

標準準拠システムは、自治体が連携を認めるシステムに対し、基本データリストに規定するデータ項目のうち地方公共団体が認めるものを、参照/受取できるようにしなければならない。

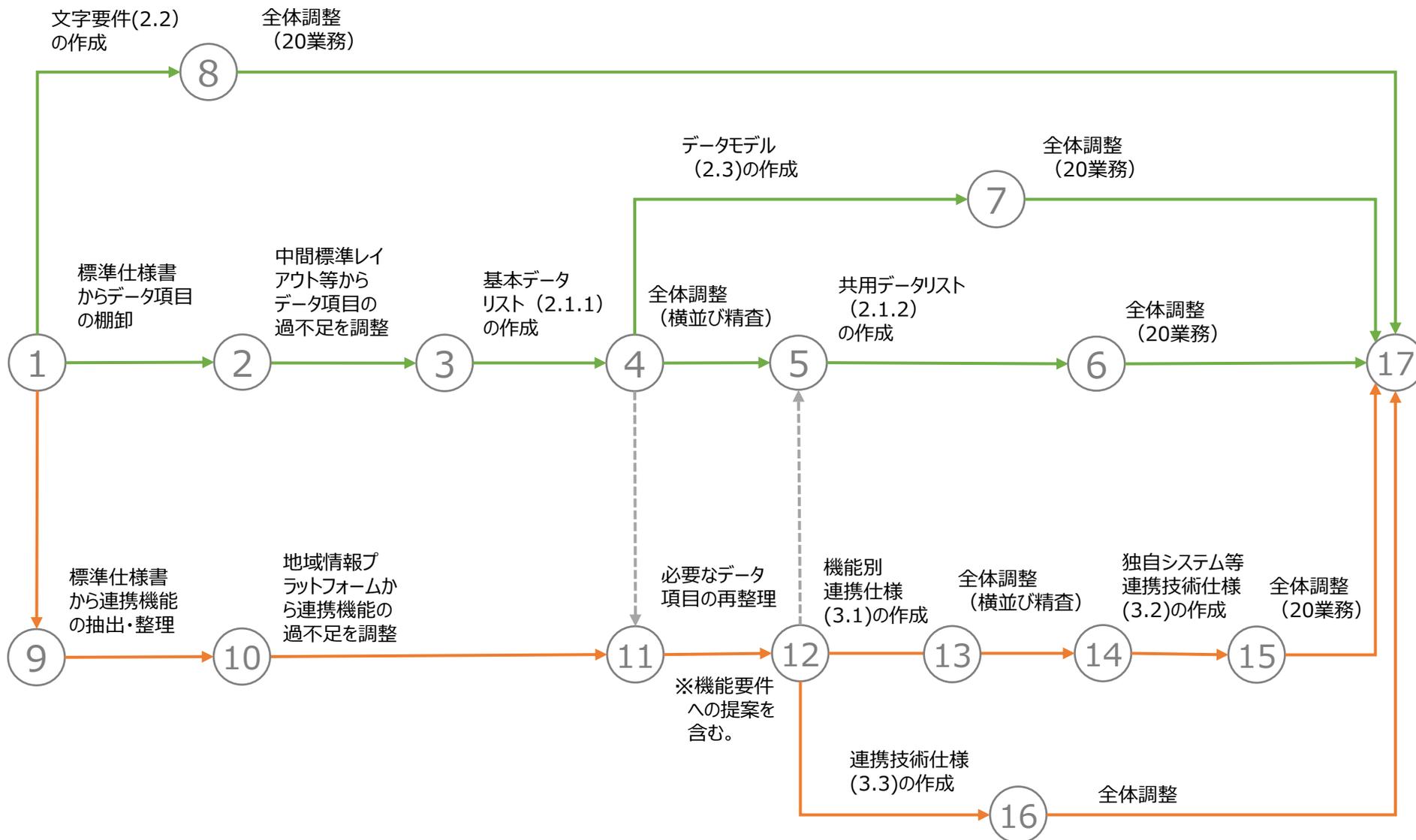
3.3 連携技術仕様

RESTによる公開用API連携 (大量のデータを1度に連携する必要のある指定する連携は、「ファイル連携」)

機能要件の標準

: 機能ID、機能名

「データ要件・連携要件の標準」の作業工程

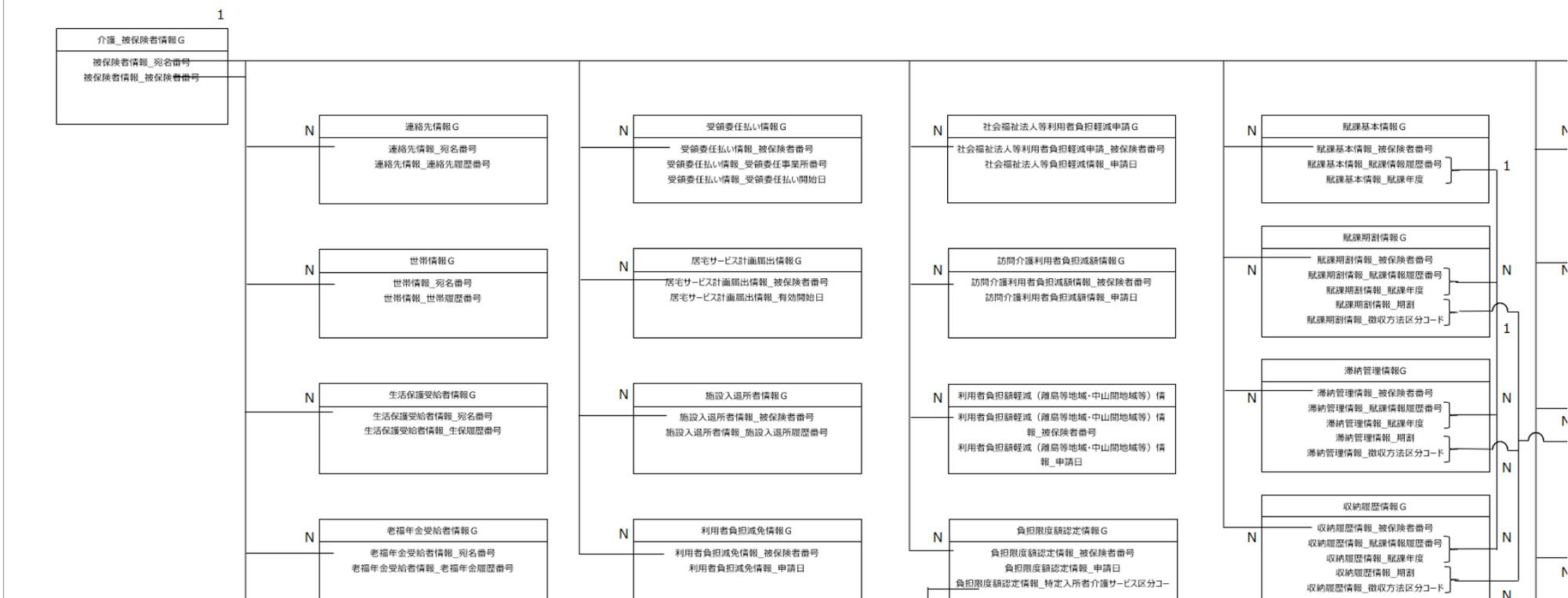


【データ要件】基本データリスト (SAMPLEレイアウト①)

※グループ関連図

グループ：基本データリストのデータ項目について、データを出力する際のまとまりの単位

グループ関連図 (介護)



【データ要件】基本データリスト (SAMPLEレイアウト②)

■ 地方自治体基幹システム-(介護保険)基本データリスト案

地方自治体基幹システム (介護保険)基本データリスト案

凡例: 各グループにおける主キー・外部キーのデータ項目

データ項目ID	データ項目	グループ			クラス分類			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ入力・出力条件
		名称	主キー	外部キー	LV1	LV2	LV3					
014	特定個人情報_個人住民税情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意
014	特定個人情報_介護保険情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意
014	特定個人情報_生活保護情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意
014	特定個人情報_中国残留邦人等支援情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意
014	特定個人情報_医療保険情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意
014	特定個人情報_国民年金情報	特定個人情報			特定個人情報			-	-			任意

【データ要件】基本データリスト (SAMPLEレイアウト③)

項目定義	項目説明	標準仕様書関連箇所	実装類型	サンプル値	備考
特定個人情報番号2		1.1.16. 他システム連携		-	
特定個人情報番号4		1.1.16. 他システム連携		-	
特定個人情報番号15		1.1.16. 他システム連携		-	
特定個人情報番号17		1.1.16. 他システム連携		-	
特定個人情報番号31		1.1.16. 他システム連携		-	
特定個人情報番号64		1.1.16. 他システム連携		-	
びったりサービスから連携される申請情報について、各事業に応じた申請内容を設定する。		1.1.18. 他システム連携 1.1.19. 他システム連携		-	
電子申請システムから連携される申請情報(びったりサービスを除く)について、各事業に応じた申請内容を設定する。		1.1.20. 他システム連携 1.1.21. 他システム連携		-	

【データ要件】基本データリスト (SAMPLEレイアウト④)

地方自治体内																								外部システム					
基幹業務システム																													
1	26	2	4	5	6	7	8	9		21	25	20	19	23	16	12	14	10	13	11	15	24	30		60	61	62	102	
住民基本台帳	戸籍の附票	印鑑登録	選挙人名簿管理	固定資産税	個人住民税	法人住民税	軽自動車税	収納滞管理	滞納管理	戸籍	就学(就学援助)	就学(学齢簿編製)	健康管理	児童扶養手当	生活保護	障害者福祉	介護保険	国民健康保険	後期高齢者医療	国民年金	児童手当	子ども子育て支援	宛名管理	収納管理(税務システム以外)	滞納管理(税務システム以外)	マイナポータル(申請管理システム)	共通宛名機能	団体内統合宛名機能	中間サーバー
備考	デ																												
																	R												C
																	R												C
																	R												C
																	R												C
																	R									C			
																	R									C			

【連携要件】機能別連携仕様 (SAMPLEレイアウト① 他業務への情報提供)

■地方自治体基幹システム 機能別連携仕様(障害者福祉)

名称	地方自治体基幹システム 機能別連携仕様(障害者福祉)
----	-------------------------------

水色行: 連携IFの規定単位

グレーセル: 記載対象外セル

連携ID	枝番	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	標準仕様書関連箇所	必須/任意	連携対象データ(自業務)		
							データ集合名	データ項目ID (基本マスタ)	データ項目名 (基本マスタ)
		情報提供に伴う住民基本台帳への情報提供のための連携インターフェイス		①障害者福祉システムが、②住基システムに、③最新のDV等要支援者情報を、④提供する	1.1.12	任意	DV等要支援者情報	-	-
		情報提供に伴う住民基本台帳への情報提供のための連携インターフェイス	情報提供に伴う住民基本台帳への情報提供-DV等要支援者情報	①障害者福祉システムが、②住基システムに、③最新のDV等要支援者情報を、④提供する	1.1.12				
		情報提供に伴う子ども子育て支援への情報提供のための連携インターフェイス		①障害者福祉システムが、②子ども子育て支援システムに、③最新のDV等要支援者情報を、④提供する	1.1.12	任意	DV等要支援者情報	-	-
		情報提供に伴う子ども子育て支援への情報提供のための連携インターフェイス							DV等要支援者情報情報.宛名番号
		情報提供に伴う子ども子育て支援への情報提供のための連携インターフェイス							DV等要支援者情報情報.市町村コード

【連携要件】機能別連携仕様 (SAMPLEレイアウト③ 他業務への情報照会)

■地方自治体基幹システム 機能別連携仕様(障害者福祉)

名称	地方自治体基幹システム 機能別連携仕様(障害者福祉)
----	-------------------------------

水色行: 連携IFの規定単位

グレーセル: 記載対象外セル

連携ID	枝番	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	標準仕様書関連箇所	必須/任意	連携対象データ(自業務)			
							データ集合名	通番	データ項目ID (基本マスタ)	データ項目名 (基本データリスト)
		申請受付に伴う住民基本台帳への 情報照会のための連携インターフェ イス		①障害者福祉システムが、②住基システムに、③住基 情報を、④照会する	1.1.1	必須	住基情報	-	-	-
		申請受付に伴う住民基本台帳への 情報照会のための連携インターフェ イス						4115		宛名管理_宛名番号
		申請受付に伴う住民基本台帳への 情報照会のための連携インターフェ イス						4118		宛名管理_住民票コード
		申請受付に伴う住民基本台帳への 情報照会のための連携インターフェ イス						4119		宛名管理_世帯番号
		申請受付に伴う住民基本台帳への 情報照会のための連携インターフェ イス						4137		宛名管理_住民状態

